

熱中症予防対策の義務化に伴う臨時開催！

熱中症予防管理者研修 案内書

法律根拠

令和 6 年（速報値）の熱中症による死亡者数は 30 人、休業 4 日以上之死傷者数は 1,195 人でした。死亡災害全 30 件のうち 21 件は、体温が高く意識がもうろうとするといった初期症状の放置や、医療機関への搬送などの対応の遅れが主な原因でした。

この状況を踏まえ、厚生労働省では、労働安全衛生規則を改正（第 612 条の 2 の新設）し、夏季に屋外で作業する等、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う事業者に対して、熱中症のおそれのある労働者を早期に発見し、作業から離脱させ、身体の冷却、医療機関への搬送等につなげられるよう、事業場ごとに「報告体制の整備」、「これらの作業手順の作成」、「関係労働者への周知」を罰則付きで義務付け、令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。



研修内容

当協会では、熱中症による労働災害を防止するため、すべての職場で熱中症に対する正しい知識、対処法を身に付けた「熱中症予防管理者」が選任され、実効ある熱中症予防対策を講じていただけるよう、法令改正の内容を折り込んだうえで、厚生労働省通達に示されたカリキュラムに沿って研修を実施します。

法令改正による臨時開催ですので、この機会に受講されますようご案内いたします。

受講資格

特に制限はありませんが、熱中症予防管理者として職務が遂行できる責任者、管理者等の立場にある方、もしくはこれから就任される方が望まれます。

受講科目・講習時間

学科講習：熱中症の症状（30分）、法令改正内容を含む熱中症の予防方法（2.5時間）、緊急時の救急処置（15分）、熱中症の事例（15分）

受講料金 … 令和 7 年 4 月 20 日現在

一 般	：	受講料	7,700円、	テキスト代	1,540円、	合計	9,240円
会 員	：	受講料	5,500円、	テキスト代	1,540円、	合計	7,040円

全科目受講された方に、（公社）愛媛労働基準協会発行の修了証を交付いたします。